仕　様　書

1　排出する廃棄物に関する事項

（1）種　類　　産業廃棄物（非感染性産業廃棄物）

（2）数　量

【混載】約 3,800 kg／月当たり

市立長浜病院分　　約 2,800 kg／月当たり

長浜市立湖北病院分　約 1,000 kg／月当たり

［内容］木材及び竹くず、金属くず、ゴムくず、発泡スチロールくず、合成繊維くず、建設廃材、設備廃材、電化製品、その他（医療機器及びリサイクル対象品を含む）

【廃プラスチック類】約 4,000 kg／月当たり

市立長浜病院分　　約 3,500 kg／月当たり

長浜市立湖北病院分　約 500 kg／月当たり

【ガラスくず類】約 650 kg／月当たり

市立長浜病院分　　約 600 kg／月当たり

長浜市立湖北病院分　約 50 kg／月当たり

（3）注意事項

①　病院が指定する敷地内に、４ｔ（８㎥）程度のコンテナを常時設置しておくこと。

②　４ｔ（８㎥）コンテナは、概ね週１回は搬出すること、但し、廃棄物の数量や内容により病院から搬出を依頼する場合がある。

③　積載車両は運搬中に落下飛散および悪臭が洩れるおそれのない構造を有するものとし、屋根が付いたボックスタイプのもの、又は荷台に丈夫な覆いを設けるなどの措置を講じた車両とすること。

④　処理は、焼却処分又は再生とすること。

⑤　ビニール袋は支給とする。

⑥　収集した廃棄物の数量を計量し、病院へ報告すること。

2　委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

3　入札書に記載する金額

１kg当たりの処理単価（ただし、消費税等を含めないこと。）

〈処理料の内訳〉

・収集運搬及び処分に係る費用

・コンテナ車（通称容量８㎥型で 1,900×3,600×1,000 同等以上）の設置費用

・マニフェスト伝票代（７枚複写）全国産業廃棄物連合会発行の様式に準ずる

・リサイクル料金は含まない

４　月額委託料（概要）

各々の廃棄物の処理数量に処理単価を乗じて得た金額を合計し、その金額に消費税相当分の額を加算した金額

５　遵守事項

（１）誓約書を厳守すること。

（２）収集運搬業者と処分業者は、自ら締結している共同受託責任者として認められる要件を満たす書類により当該業務を履行するものとする。

（３）当該業務にあたっては、処理に係る該当府県の収集運搬及び処分業の許可を受けており、当該産業廃棄物の収集運搬及び処分がその事業の範囲に含まれていること。

（４）当該産業廃棄物の収集運搬及び処分の業務は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等関係法令を準拠し、常に違法のない処理を行うこと。

（５）受託者は、病院からの連絡により直ちに来院（原則的に搬出は平日の執務時間内）し、その都度マニフェスト伝票に搬出量等を記載し発行すること。

（６）当該産業廃棄物の処理業務が完了した時は、マニフェスト伝票のＢ２票、Ｄ票およびＥ票を回送報告すること。

（７）当該産業廃棄物の処理状況把握のため、病院側が随時処分地の現地確認を実施することを事前に承諾のこと。

（８）委託契約行為は、病院側と収集運搬業務受託者並びに処分業務受託者との間で、各々直接契約書を取り交わすことに承知のこと。

（９）委託契約書には、最終処分に関する事項を明記すること。

（１０）当該産業廃棄物の性状等は事前に十分把握しておくこと。

（１１）当該産業廃棄物の収集運搬業者は、以下の事項を運搬車の両側面に見やすいよう表示すること。

①　産業廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車である旨

②　収集運搬業者の氏名または名称

③　収集運搬業許可証の許可番号（下６ケタ）

（１２）当該産業廃棄物の収集運搬業者は、運搬車に次の書面を備えておくこと。

①　産業廃棄物収集運搬業の許可書の写し

②　当院が搬出ごとに交付する産業廃棄物管理票（マニフェスト）